

加工用米及び新規需要米の 取組農業者の皆様へ

中国四国農政局管内において、令和4年産飼料用米に係る不適正な流通が確認されました。

加工用米及び新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

不適正な流通が行われた場合は、関係法令、要綱・要領に基づき、厳正な措置を行いますので、取組に当たっては、その点に十分留意して、適正流通に努めてください！

こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

違反事例



違反事例

①

飼料用米の数量を水増しして出荷

農業者Aは、区分管理方式で取り組んだ飼料用米において、適切な生産を行わず著しい低単収（捨てづくり）となったが、交付金が不交付とならないよう、他の米で水増しして出荷。

措置の概要

- ☐ 交付金の不交付
- ☐ 当年産の取組計画の認定取消
- ☐ 翌年産の取組計画の不認定
- ☐ 氏名及び違反事実の公表



違反事例

②

WCS用稲から子実を収穫して販売

畜産農家Bは、2力年において自ら生産したWCS用稲及び購入したWCS用稲から子実を収穫し、主食用米として販売。

措置の概要

- ☐ 交付金の不交付及び返還（加算金を含む。）
- ☐ 食糧法遵守事項省令違反に係る県による勧告・公表（氏名及び違反事実）
- ☐ 当年産取組計画の取消
- ☐ 措置後1年間の取組計画への参加を認めない

不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、

① **名称（氏名）・違反事実の公表**

② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還**

③ 当該取組の**認定を取消す**とともに、**一定期間**、加工用米や新規需要米の**取組を認めない**（**捨てづくりが確認された場合も同様**）などの措置が執られます。

また、飼料用米等の販売委託等に関する手続きを他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

ご不明な点がありましたらお問合せください。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！

— 問い合わせ先 —

鳥取県拠点地方参事官室
0857-22-3256

島根県拠点地方参事官室
0852-25-4490

岡山県拠点地方参事官室
086-233-1577

広島県拠点地方参事官室
082-228-9483

山口県拠点地方参事官室
083-922-5255

徳島県拠点地方参事官室
088-622-6132

香川県拠点地方参事官室
087-883-6503

愛媛県拠点地方参事官室
089-932-6989

高知県拠点地方参事官室
088-875-2151

中国四国農政局生産部
086-230-4256